氉

# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 人

 高
 知
 力
 人

 一
 丁
 目
 2
 0

 年
 日
 日
 日
 0
 0

 年
 日
 日
 日
 0
 0
 0
 0

 (火曜日・
 ・金曜日)
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0

目 次

告 示				ページ
○保安林の指定	(治)	山林江	道課)	1
○保安林の指定に係る通知の掲示(2				
件)	(	IJ	)	1
○漁船損害等補償法による同意を求める				
ための事前届出 (4件)	(漁)	<b>美管</b> 耳	里課)	2
○道路の区域変更	(道	路	課)	2
○道路の供用開始 (2件)	(	IJ	)	2
公 告				
○土地改良区の役員の就退任	(農)	<b>美基</b> 增	盤課)	3
その他				
○平成22年度行政書士試験の合格者	(法	務	課)	3

## 高知県告示第36号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により 告示する。

示

平成23年1月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定に係る保安林の所在場所

幡多郡黒潮町熊井字長井山343の1、伊奥喜字ヒジリ谷山603の6、603の20、603の24、603の口、604の10、字大畝子山608の11・608の口(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字大畝子西山620の1、621の1から621の4まで、622の口、字松尾山625の27、625のイの2、625のイの3、625のイの4、625の口、626の口、626のハ、字フトヲ山649の1、649の8、字大清水山655の28、655の38、655の41、字大谷山661の31、661の36、661の口の2、661の二、663、669、670の2、670のイ、672、673、676の2、市野々川字サル谷974の1、974の3、976の1、976の2

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第37号

平成22年12月農林水産省告示第2236号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年1月28日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村下分123番屋敷
  - イ 氏名

川村 征露

- (2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村下分566番地
  - イ 氏名

筒井 昌保

- (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村100番屋敷
  - イ 氏名

筒井 傳吉

- (4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村
  - イ 氏名

筒井 丑之助

- (5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村
  - イ 氏名
    - 山中 林次
- (6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村91番屋敷
  - イ 氏名

筒井 保清

- (7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村津賀谷19番屋敷
  - イ 氏名

隅田 鐵次

- (8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村下分935番地
  - イ 氏名

大山 作吉

- (9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村下分623番地
  - イ 氏名

筒井 作馬

- (10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村下分1700番地
  - イ 氏名

筒井 照實

- 2 保安林に指定する通知の要旨
- (1) 指定に係る保安林の所在場所

吾川郡いの町清水下分字藤ノトヲ東浦107、1917、1918の

- 2、字中野1832の1
- (2) 指定の目的
- 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第38号

平成23年1月農林水産省告示第21号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年1月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村西川
  - イ 氏名

川村 安次郎

- (2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村西川
  - イ 氏名

川村 萬次郎

- (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村西川
  - イ 氏名

川村 源太郎

(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村 イ 氏名

筒井 信恵之助

- 2 保安林に指定する通知の要旨
- (1) 指定に係る保安林の所在場所

吾川郡いの町上八川下分字西浦ノ南6212、6223、11825、 11826、字西浦ノ下夕11827、小川東津賀才字西ノ谷1399、字 西ノ谷ノ中1402、字西ノ谷ノ上1403から1405まで、2535

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第39号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

 南国市
 楠瀬
 透

 " 溝渕正喜
 中澤 博

(2) 加入区の名称

浜改田加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

浜改田漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

平成23年1月28日から同年2月11日まで

(2) 縦覧場所

浜改田漁業協同組合事務所

#### 高知県告示第40号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月28日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名

須崎市

福田唯志 井上順二 井上論

(2) 加入区の名称

池ノ浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合池ノ浦支所

- 2 指定漁船調書の縦覧
  - (1) 縦覧期間

平成23年1月28日から同年2月11日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合池ノ浦支所事務所

#### 高知県告示第41号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月28日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名

須崎市植 松 久 志"塩 出 ー 博\*<

(2) 加入区の名称 深浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合深浦支所

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

平成23年1月28日から同年2月11日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合深浦支所事務所

#### 高知県告示第42号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項 の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112 条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったの で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定 漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

土佐清水市

横山俊一富崎毒之

(2) 加入区の名称

布加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同 組合の名称

高知県漁業協同組合布支所

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

平成23年1月28日から同年2月11日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合布支所事務所

#### 高知県告示第43号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年1月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年1月28日

高知県知事 尾﨑 正直

 $\bigcirc$ 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名庄田伊野
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村名越 字笹ガ谷1359番2 ら 高岡郡日高村名越 字井ノタニ1535番 まで		前	3. 4	500
		後	5. 7	500

#### 高知県告示第44号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年1月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名高知春野

### 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市神田字徳久625番1 から 高知市神田字シルタニ2413 番15地先まで						785	平成23年1月28日

# 高知県告示第45号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年1月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年1月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名大川土佐
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
238番	1カ 郡大	ンら :川木			:中谷 :中谷	142	平成23年1月28日

# 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、片地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年1月28日

高知県知事 尾﨑 正直

役名 氏

氏 名 住

所

(退任) 理事

舟谷 幾男 香美市土佐山田町船谷61

(就任)

理事 舟谷 恭一 香美市土佐山田町船谷61

そ の 他

平成22年11月14日に実施した平成22年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成23年1月28日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺 久 受験番号

7 7 1 0 0 5 4

7 7 1 0 0 6 5

7710069

7 7 1 0 0 9 2

7 7 1 0 1 0 0

7 7 1 0 1 7 3

7 7 1 0 2 7 2

~